

措置状況報告書

監査の名称：平成28年度 定期監査

部 局 名：子どもすこやか部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[保育・幼児教育課]</p> <p>(1) 支出負担行為事務について</p> <p>・資金前渡事務が適正でないもの</p> <p>大分市財務規則の規定では、保育所の扶助費に係る経費については、毎月分の所要額を予定し、1月分を限度に前渡することとされており、精算残金については、翌月に繰り越すことができることとされている。</p> <p>しかしながら、前月からの繰越金とは別に当月分の所要額を前渡し、1月分の所要額を超えて支出しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>1月分の所要額を超えないよう資金前渡することとした。</p>	